野洲市委託契約書の一部改正について

適正な委託業務を執行するため、以下のとおり平成２４年４月より契約書の一部を改正します。

改正内容

１．委託者を「甲」、受託者を「乙」とする略称表記を廃止し、発注者・受注者に変更する。

２．発注者の解除権及び暴力団排除、談合行為に対する措置を追加する。（同条項内に違約金についての規定を設けることから、違約金条項を削除する。）

３．賠償の予約等の条項を追加する。

平成 23 年度入札制度等の改正で、業務委託の手持ち制限について定めておりますが、より適正な業務の執行及び、より均等な受注環境の構築を進めるため、下のとおり文言を追加します。

２．業務委託の手持ち制限について

発注業務の対象となる技術者１人に付き２業務までとします。

例１　１級建築士　１人　２業務まで

例２　１級建築士　２人　４業務まで

※受託数が規定件数に達した場合、指名を回避します。

↓

発注業務の対象となる技術者１人に付き２業務までとします。

（ただし、業務内容・規模（予定価格１千万円以上）により専念を有するものと市が判断する業務は、１人１業務までとし、同等規模以上の業務を重複して受注できない。）

例１　１級建築士　１人　２業務まで

例２　１級建築士　２人　４業務まで

※受託数が規定件数に達した場合、指名を回避します。

※追加内容は、平成２４年１２月１２日以降に入札通知するものから適用します。